

沿道掘削施工協議書作成要領（回答まで10開庁日かかります）

江東区が管理する道路では、道路の構造に及ぼすべき損害を予防し、又は道路の交通に及ぼすべき危険を防止するため、道路法第44条の規定に基づき沿道区域が指定されています。その区域内で行われる60cm以上の掘削工事については、事前に施工協議が必要となります。

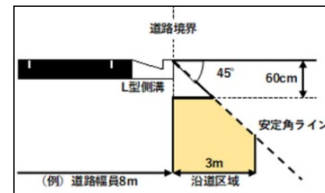
※敷地に**工事車両用が入れる幅の切下げが存在しない場合は、別途道路法第24条自費工事施行承認申請を行い、工事用切下げを設置**してください。

※**協議書の提出に当たっては、協議内容について説明できる方が窓口にお越しください。書類に疑義や不備等があり、その場でご説明又は補正できない際は、再提出となる場合があります。**

1 沿道掘削施工協議が必要な区域

下表の沿道区域内で、60cmかつ45度の安定角ラインより深く掘削する場合、協議の対象です。

	前面の道路幅員	沿道区域
A	20m以上	5m
B	6m以上20m未満	3m
C	6m未満	道路幅員の1/2



2 協議書の記載方法

※協議者や掘削場所等は、必ず**委任状・誓約書と完全一致**するようにしてください。

別記第1号様式（第4条、第5条関係）

沿道掘削施工協議書		① 年 月 日
江東区長 殿	② 住 所	〒
	協 議 者	
	法 人 名	
	氏 名 (代表者)	
	現場担当者 及び連絡先	電話
下記のとおり沿道区域を掘削したいので、関係図書を添付の上、協議します。		
工 事 名	③	
掘 削 場 所 (住居表示)	江東区 ④	
掘 削 範 囲	⑤ 掘削延長 m	掘削深度 m
掘 削 期 間	⑥ 年 月 日 から 年 月 日	

①窓口での提出年月日を記入。
※提出時に窓口で手書きでも構いません

②住所・法人名・氏名(法人の場合代表者職氏名)、現場担当者及び連絡先を記入。押印不要。
協議者は原則施主(事業主)ですが、施工者が協議する場合は、施主からの委任状を添付。

③「〇〇ビル新築工事」等、記入してください。

④住居表示で記入。

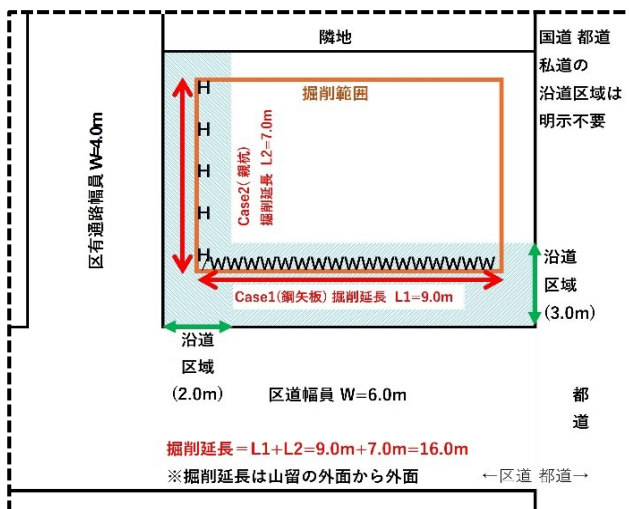
⑤掘削範囲は本ページ下部を参照のこと。

⑥杭打ちから埋戻しまでの期間を記入。

⑤掘削範囲(下図を参考にしてください)

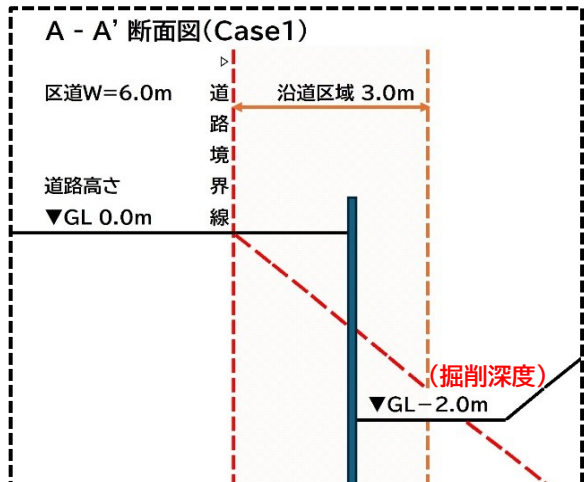
掘削延長…区道に面している**沿道区域内の掘削延長(山留の外側から外側)**を記入。
(区以外が管理する道路は不要) →区道に対して斜めに掘削する場合は、延長は区道と平行な延長で算出。
掘削深度…区道に面している**沿道区域内の道路地盤(GL)から根切りの深さ**を記入。

掘削延長の取り方



掘削深度の取り方

※**Case毎、掘削深度毎**に作成すること。



3 協議書類（*の付いている様式はホームページにあります）

以下の書類を紙ファイルにとじ **3部**、インデックスは付けないでください。
A4縦向きを基本とし、必要に応じて図面等はA3用紙横向きとしてください。

【ホームページ】江東区トップ>環境・まちづくり>道路・橋>道路の手続き>沿道掘削施工協議

<https://www.city.koto.lg.jp/470209/machizukuri/dorohashi/doro/8735.html>

□ (1) 沿道掘削施工協議書 *

ホームページQRリンク

□ (2) 誓約書 *

□ (3) 委任状 * …協議者が施工者の場合は必須

□ (4) 添付図書

□ ① 案内図

□ ② 工事仕様書 * (ホームページにある様式を参考としてください)

□ ③ 建築確認済証の写し (概要書や添付図面等は不要) ※解体工事の場合は不要
※建築確認申請中の場合その旨記載 (回答書受取の際に、確認済証3部ご持参ください)

□ ④ 根切及び山留仕様書 *

□ ⑤ 山留計算書 …**地下水位の分かる土質柱状図を添付**、杭頭の変位量は**30mm以内**
※掘削深度1.5m未満の場合は山留計算書不要

□ ⑥ 根切図及び根切・山留断面図 …**区道の沿道区域を明示すること・Caseが複数ある場合はどの範囲がどのCaseか明示すること。**

□ ⑦ 基礎伏図

□ ⑧ 建物1階平面図 …車庫や出入口の配置が分かる図面とすること。※配置図は不可

□ ⑨ 現況写真 … **写真は遠景と近景で撮影して、A4用紙(縦)にカラー印刷**してください。

・沿道状況を3方向から(左右と正面)

※掘削延長が10mを超える場合は、10m毎に正面から追加撮影。

・歩車道が分かれている場合は、それぞれ撮影。

・舗装面や舗装継目、L形側溝、境石等の状況が分かる写真。

※道路に影響が出た場合、工事前と比較ができるよう撮影。

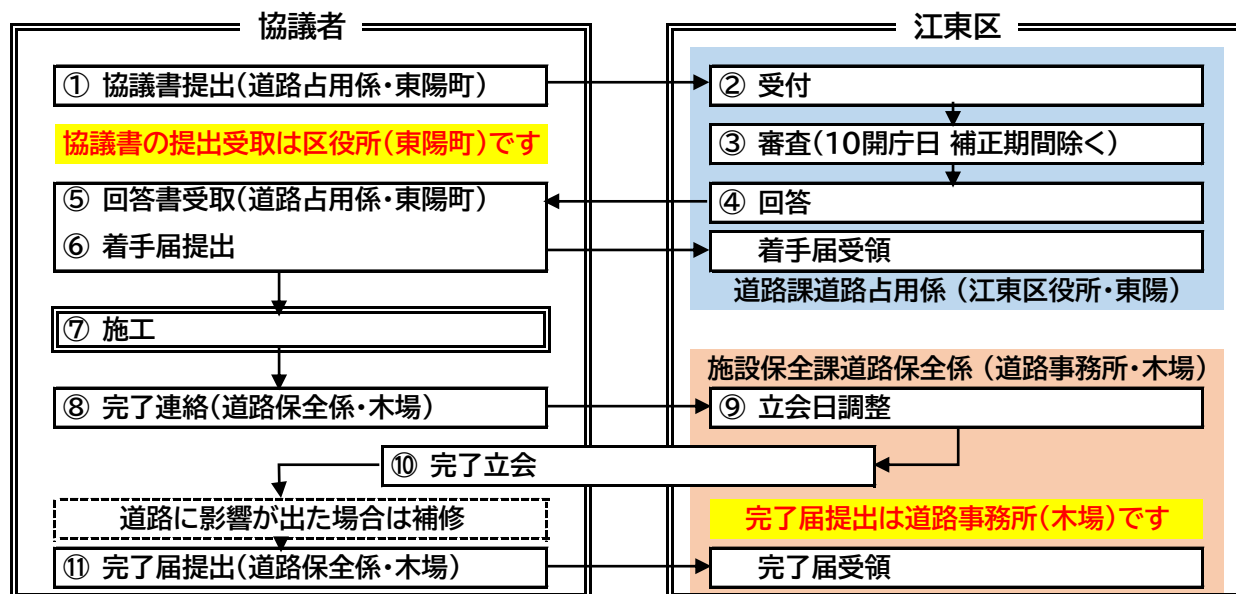


※必ず工事車両乗入用の切下げが確認できる写真を付けること

4 協議・施工・完了のながれ

協議受付から回答まで**※10開庁日程度**かかります。余裕をもって協議してください。

※書類の補正に要する期間を除く



5 連絡先

(1) 協議書の提出・着手・変更届の提出に関する事

道路課道路占用係 03-3647-9689
江東区東陽四丁目11番28号 防災センター3階

(2) 完了届・立会・現場影響に関する事
※完了届提出前に必ず電話してください。

施設保全課道路保全係 03-3642-5004
江東区木場二丁目11番1号 江東区道路事務所